

様式第十二（第9条関係）

変更後の認定新事業活動計画の内容の公表

1. 変更認定をした年月日

平成28年3月30日

2. 変更後の認定新事業活動実施者名

変更無し

3. 変更後の認定新事業活動計画の目標

変更無し

4. 変更後の認定新事業活動計画の内容

(1) 新事業活動に係る事業の内容

変更無し

(2) 新事業活動を行う場所の住所

(高圧ガスの消費)

①東芝 四日市工場（三重県三重県四日市市山之一色町800）

②東芝 姫路半導体工場（兵庫県揖保郡太子町鶴300）

③加賀東芝エレクトロニクス株式会社（石川県能美市岩内町1-1）

④株式会社ジャパンセミコンダクター岩手工場（岩手県北上市工業団地6-6）

⑤株式会社ジャパンセミコンダクター大分工場（大分県大分市大字松岡3500）

(3) 規制の趣旨に照らし、新事業活動と併せて実施することが必要となる措置の内容

変更無し

5. 変更後の新事業活動の開始時期及び終了時期

平成28年4月1日から、平成29年3月末日まで。